

国立市地域公共交通計画について

地域公共交通計画とは

- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）」に基づく法定計画。
- 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン（ビジョンと事業体系を記載）」としての役割を果たす。
- 国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が法定協議会（＝国立市地域公共交通活性化協議会）を開催しながら、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねることで作成。
- 以下のような事項を、施策として検討しながら、持続可能な地域公共交通の確保や幅広い利用者の利便性向上などを検討いく。
 - 既存の公共交通の活用（バス、タクシー等）
 - 多彩な輸送資源の活用
（自家用有償旅客運送やスクールバス・福祉病院・商業施設などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等）
 - 技術を活用した生産性の向上
（ICカード、キャッシュレス決済、Maas、オンデマンド交通のAI活用、自動運転、等）
- 地域の社会・経済の基盤となるものであり、そのため基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施を「努力義務」として定められている。

作成のメリット

地域公共交通政策の「憲法」	・地域公共交通計画は「自分たちの地域ではこのような考え方で地域公共交通の持続的な提供を行います」という宣言文。 ・地域の方々から寄せられる個別の要望にも、地域公共交通の全体ビジョンや政策推進の観点から明確に回答することができる。 ・法定の計画に事業が位置づけられていることが、事業実施に当たっての住民・議会への説明、予算要求時の財政協議など根拠となる。
まちづくり施策や観光施策との連携と協働の強化	地域交通法では、まちづくり施策や観光振興施策と連携した地域公共交通の持続的な提供について明記されており、他分野との連携による効果は交通事業の推進だけでなく関係分野の事業推進や類似・重複する事業の統合・効率化にもつながる。
関係者間の連携と協働の強化	法定協議会で協議・意見交換・合意のもとに計画作成を進めることで、関係者間の連携・協働が強化され、行政担当者を含めた交通関連人材の育成につながる。
交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化	地域全体の公共交通ネットワークの在り方について、鉄道、バス、タクシー、その他地域の輸送資源を一体として検討し、サービスの連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者で議論が可能になる。
公共交通施策の継続性	多様な関係者との協議を経て作成された地域公共交通計画が定められていることで、職員の異動が発生した際にも、政策の継続性が確保される。 計画に目標とそのPDCA が位置付けられていることでモニタリング機能が働くこととなり、突発的な利用者減少やなどを早期に察知し、対応の検討が可能となる。

計画に記載が求められる事項（地域交通法で定められているもの）

【地域公共交通計画の法定の記載事項】

■ 記載事項（法 § 5②）

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
（※目標設定に当たり、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、地域旅客運送サービスの費用に対する国及び地方公共団体の負担に関する金額、その他必要と認める事項について定量的な目標を設定するよう努めるものとする（法 § 5④、施行規則 10 の 2））
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
（※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法 § 5⑤））
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

■ 記載に努める事項（法 § 5③）

- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ 地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項
- ⑤ ①～④のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

作成に必要な検討項目

基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中での公共交通が目指すべき役割、取組の方向性を定める まちづくり、観光振興等様々な分野との連携を整理
計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定
計画の目標	基本的な方針に即して目標を設定
事業およびその実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準実現を定め、必要な事業・実施主体を整理
計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針
計画期間	原則 5 年程度。地域の実情に合わせて設定
その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項

スケジュール案

